

京都大学	博士 (法学)	氏名	二杉 健斗
論文題目	投資条約仲裁における投資家の国際法主体性の理論と実践		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、投資条約に基づく投資家対国家間の仲裁（投資条約仲裁）において、投資家が条約に基づき直接に権利を有する主体（国際法主体）であるか、そうであれば、それは国際法上いかなる帰結を伴うのかを中心的な問いとし、この問題をめぐる実定法の現状を明らかにすると同時に、それらを統合的に理解し説明するための理論的視座を提供するものである。</p> <p>本論文は、序章において問題の背景および所在を示し、研究の方法論と基本的な用語の定義を行なった上で、第1部「投資家の国際法主体性の理論」（第1章および第2章）ならびに第2部「投資家の国際法主体性の実践」（第3章から第5章）において本論を展開し、結章において、得られた検討成果をまとめるとともに、今後の展望および今後検討していくべき問題を指摘する。</p> <p>第1章「投資家の国際法主体の存在論」では、そもそも投資家が、投資条約に基づき直接に権利を有する国際法主体であるのか否かという問題が、学説ならびに仲裁廷および仲裁当事者によってどのように論じられてきたのかを整理し、本論文全体で取り組むべき問題の所在を明らかにしている。</p> <p>第2章「投資家の国際法主体性のポスト存在論」では、そうした議論を理論的観点から整理し分析する。そして、投資家の法主体性は①当事国間で共有された目的（例えば経済的関係の強化）の実現のための公法的性格を持つ個々の国家間条約および②投資家・被申立国間の関係を規律する仲裁手続準拠法という2つの異なる法規範に規律されるとの枠組みを提示する。本論文は、投資家の国際法主体性を、この意味でハイブリッドな性格を持つものと理解することで、条約実行および仲裁実行をよく説明できると主張する。</p> <p>第2部では、実践的諸問題の検討を通じて投資家の具体的な法的地位が明らかにされる。</p> <p>第3章「投資家の『国籍』と本国との間の関係」では、投資家が「締約国の投資家」として条約上保護されることをどう理解すべきかを、投資家の「国籍」要件を題材として論じる。すなわち、投資家は<i>a priori</i>に締約国に「所属」しているが故に保護されるのではなく、条約の目的上必要であるが故に、<i>a posteriori</i>に「締約国の投資家」とみなされるのであり、その地位は本国との属人的連関ではなく条約の客観的目的との関係で理解されるべきであると論じる。</p> <p>第4章「投資条約の解釈統制と投資家の地位」では、条約当事国が合意により行なう投資条約の解釈統制が、とりわけ既存の投資家、紛争または仲裁手続との関係</p>			

でいかなる法的効果を持ち、どのような制約に服するかを検討し、解釈統制の法的根拠と効果を、国家の解釈権限と改正権限の区別を明らかにした上で整理し、解釈権限は（１）その根拠規範によって課される内在的制約と、（２）その態様により他の規範から課される外在的制約に服する、と論じる。

第5章「投資条約の改廃と投資家の地位」では、合意によるまたは一方的な条約の改廃が投資家の権利に与える影響を、投資条約の改廃および投資紛争解決条約（ICSID条約）の廃棄という2つの場面について検討する。投資条約は、条約規定に従い、または全当事国の合意により終了できるが、時際法・既得権の原則により、それより前に条約の実施から生じた法状態は終了の影響を受けず、また投資条約には条約終了前になされた投資について条約の適用を継続する「残存条項」があるため、投資家は一定の安定的地位を有する。しかしこれらは任意規則であり、全当事国の別段の合意により適用を排除され、またはそれ自体即時的に改正され得る。また、多くの投資条約で仲裁フォーラムとして挙げられる投資紛争解決国際センター（ICSID）を利用可能とするICSID条約を廃棄することも、投資家の地位に対して重要な問題を引き起こす。本章では、ベネズエラによる廃棄と同国に対する仲裁申立てを中心的素材とし、この問題を規律するICSID条約71条および72条の解釈をめぐる学説および仲裁実行上の対立を整理し、廃棄通告の条約寄託者による受領から6ヶ月の間に限り、投資家は仲裁申立てが可能であると結論づけた。その後はICSID仲裁は利用できなくなり、場合によっては被申立国による投資条約違反が生じるが、投資家はその責任を追及する手続きを持たない。ただし、最恵国待遇条項を通じて他の条約のもとで認められる非ICSID仲裁手続を利用することが認められた例があり、ここでも条約のネットワーク化の一定の意義を見て取ることができる。

結章では、以上の検討結果をまとめ、投資家の国際法主体性は、（多くの場合2国間の）条約に由来するにも拘らず、条約の公的性格および仲裁手続を規律するトランスナショナル法の作用により、本国および当事国団からの支配を免れる場合があると結論づけた。最後に今後の展望として、特に現在ヨーロッパ連合（EU）を中心に推進されている投資紛争処理の常設化と多数国間化が投資家の法主体性に与える影響について触れ、論文を閉じる。

(論文審査の結果の要旨)

国家間条約に基づき、投資受入国による当該条約規定の違反を主張して私人たる投資家が投資受入国に対して仲裁を申し立てる投資条約仲裁は、今世紀に入り事案の数が急増し、それに伴い論考の数も飛躍的に増えている。その多くは、あるいは急速に展開する現実を正確に記述することで力尽き、あるいは新分野であるが故の未発達な法規範に鑑み立法論の展開に注力している。その中で、本論文は、膨大な仲裁先例と先行研究との分析を踏まえて、投資家すなわち私人の国際法主体性という、国際法のアイデンティティーに関わる根本問題に取り組む意欲的研究である。

本論文の特徴の第一は、「投資家の国際法主体性のポスト存在論」を扱うという課題設定にある。先行研究において投資家の国際法主体性が議論される場合、国際法主体性の有無と特定の実践的課題（たとえば国家責任法上の賠償規則の適用可能性）との直結が当然の前提とされていた。ところが、本論文は、国際法主体性の有無は必ずしも実践的課題への回答にはつながらないことを示す。さらに、投資家の地位は仲裁手続準拠法によっても決定されると指摘し、当該準拠法が仲裁地国内法である場合には、投資家の地位は国家間条約と仲裁地国内法とにより決定され、その意味でハイブリッドな性質を有すると述べる。この仲裁地国内法への着目は国際的に見ても独創的であり、慧眼である。先行研究が「投資家は国際法主体性を有するか否か」というレベルで争っていたのに対し、その議論は実践的には有意でなく理論的には不十分であることを示した功績は大きい。

第二は、その「ハイブリッドな性質」を解明しようとする際に、およそ考え得る実践的課題を網羅し、仲裁先例及び仲裁判断執行に関する国内裁判例の詳細な分析に基づき議論を展開したところである。たとえば投資条約の廃棄が投資家にもたらす影響など、個別の問題を扱う先行研究は枚挙にいとまがないが、投資家のハイブリッドな法的地位という観点から全体を詳細かつ包括的に把握する試みは世界的に見ても貴重な成果である。

惜しむらくは、あらゆる実践的課題を網羅しようとしたがために、扱いが薄くなってしまう論点が散見される。とりわけ、国際法一般における法主体性の議論や投資家に対する対抗措置の援用可能性については、本論文が割く程度の扱いで足りることについての説明が欲しい。とはいえ、それにより本論文の価値が損なわれるような問題ではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、平成30年2月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。